

北海道旭川北高等学校グラウンドフェンス沿い樹木伐採業務処理要領

本業務の処理にあたっては、委託契約書の定めによるほか、この業務処理要領の定めるところにより、処理しなければならない。

1 伐採等対象樹木

(1) 所在地

北海道旭川北高等学校グラウンドフェンス沿い（旭川市花咲町3丁目2283-2）

(2) 対象樹木

伐採等樹木数量及び場所

トドマツ6本・アカエゾマツ15本 計21本

場所 別紙図面のとおり

2 樹木の伐採作業等

ア 伐採対象樹木は学校に隣接する敷地の境界ライン上にもかかり、本校グラウンドフェンスと隣のフェンスの間にあるため十分な作業場所が確保できないことから、伐採対象樹木を切り倒さないよう上部梢から徐々に伐り落とすこと。

また、樹木の切断箇所は、地際で処理するものとし業務担当員と打合せすること。

イ 排出した樹木は、一般廃棄物として旭川市が指定する処分場までトラックで搬送し処分すること。その際発生する処分費は受託者の負担とする。

3 作業の行程関係

- (1) 生徒や通行人の安全確保のため、業務時間を制限することがあるので、あらかじめ業務担当員と協議のうえ、作業計画を策定すること。
- (2) この業務にあたり、公道などを使用する場合は道路使用許可など必要な手続き、及び架空線周辺での作業における関係機関（北海道電力・NTT）と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、道路利用者に対して予告看板等を設置するなど、事前の周知徹底を図ることとし苦情等を未然に防止すること。また、作業の実施にあたって近隣住民からの苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、遅延なく業務担当員に報告しなければならない。

4 安全対策関係

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 刈り取った枝葉は、地上に投げ落とすことは、原則として認めない。ただしやむを得ない事情があり、危害が及ぶおそれがないよう安全対策をした場合は、業務担当員の了解を得て行うものとする。
- (3) 作業実施中に事故等が発生した場合は、応急措置を講じ、遅延なくその状況を業務担当員に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。

5 現場管理

- (1) 伐採作業等で発生した枝葉、残材、ゴミ等は、教育活動の支障とならないよう清掃を完全に行うこと。
- (2) 業務実施者にはあらかじめ作業対象箇所を確認を十分行わせるものとし、施設の破損の防止を行うこと。

6 業務完了報告

- (1) 受託者は、業務が完了した際には、実績報告書を委託者へ提出すること。
- (2) 受託者は、作業箇所毎における施工前、安全対策、施工中及び施工後の記録写真（カラー撮影）を業務担当員へ提出すること。

7 その他

- (1) 各業務実施中は、作業員に身分証明書等を常時携帯させるものとし、業務担当員等学校関係者から提示を求められた場合は、身分証明書を提示すること
- (2) 業務に必要な除雪、機械、車両、人員及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (3) その他この要領に定めない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。